

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から49年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

私の父は神社の宮司であり、私は申立期間のころ家業を手伝っていた。
私が20歳になった時に、父が国民年金の加入手続をしてくれ、その後ずっと国民年金保険料を納付していた。しかし、年金の記録確認をすると、申立期間が未納との回答があった。

昭和47年2月から49年3月までの期間については、父母及び兄と一緒に国民年金保険料を納付していた。52年1月から同年3月までの期間については、父母と一緒に保険料を納付していた。

以上の状況であるので、両申立期間の納付記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、i) 申立人は、国民年金保険料の納付を開始したと記録されている昭和49年4月以降、申立期間②を除いて保険料をすべて納付していること、ii) 申立期間②は、3か月と短期間であることから、この期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人が一緒に納付していたと主張する父母の国民年金保険料は納付済みとなっている。

一方、申立期間①については、申立人は、「20歳になった時に、父が国民年金の加入手続をしてくれ、その後、父母及び兄と一緒に国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の兄の国民年金保険料納付記録を見ると、その納付開始時期は、申立人が保険料納付を開始したと記録されているのと同じ昭和49年4月からとなっており、これ以前に保険料を納付した記録は確認できない。

また、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月3日に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から55年3月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで
③ 昭和58年4月
④ 昭和60年4月から61年12月まで

社会保険庁の記録によると、申立期間について、国民年金保険料が未納となっていた。私の保険料は、私自身が集金人に払っていたが、ときどき母が立て替えて払ってくれたこともあった。

また、免除申請の手続を行った覚えは無く、平成になって、過去に未納となっている期間についてはすべて保険料を納付したはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録からみて、申立期間前の昭和55年4月から57年6月までの国民年金保険料は現年度納付されている上、同居の両親も納付済みであることから、未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年9月22日に払い出されており、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人は過年度分までさかのぼって納付したとは主張しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、1か月と短期間であるが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間を含む昭和57年10月から60年3月までの期

間は申請免除期間であり、当該期間のうち、申立期間前の 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料は平成 4 年 4 月 7 日に追納されており、申立期間後の昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月までの保険料は平成 5 年 5 月 13 日に追納されていることが確認できることから、申立期間は同年 5 月 13 日の追納した時点では 10 年の時効が成立しており、納付することができない期間であったものと推認される。

さらに、申立期間④については、申立人は、平成 5 年 5 月にさかのぼって納付したと主張しているが、当該期間は未納期間であることから、その時点で 2 年の時効が成立しており、納付することができない期間である上、社会保険庁のオンライン記録からみて、申立期間後の昭和 62 年 1 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料は過年度納付されているものと推認できることから、申立期間の保険料のみを集金人に現年度納付していたとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、③及び④において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和28年8月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月3日から29年1月4日まで

社会保険事務所の記録ではA事業所において昭和29年1月4日から厚生年金保険に加入した記録になっているが、28年8月3日から30年7月1日まで同事業所で勤務した。申立期間について給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたので調査し、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和28年8月3日からA事業所に勤務したと申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険加入期間は29年1月4日から30年7月1日までとなっている。

しかしながら、申立人と同じ部署に勤務し昭和28年7月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得した二人は、自分が入社した1か月後に申立人が入社したと供述している。また、同年9月3日に当該資格を取得した同僚（申立人と異なる部署に勤務）と同年9月16日に当該資格を取得した同僚（申立人と同じ部署に勤務）はいずれも自分が入社した時には申立人は勤務していたと供述している。これら供述から、申立人は申立事業所に同年8月のいずれかの日から勤務していたと推認できる。

さらに、当時の労務担当者は、正社員として勤務すればその時点から社会保険に加入させており、申立人が所属する部署の従業員はすべて入社当初から正社員であると供述し、連絡が取れた従業員はすべて自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していることが確認できた上、申立人の記憶及び申立人の同僚の供述から、申立人は申立事業所入社時から申立てをしている部署での勤務であったと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和28年8月から12月まで、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和28年8月から12月までの標準報酬月額については、申立人に適用されている29年1月の標準報酬月額及び28年9月16日に申立事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚(当該同僚は申立人と同日に同じ会社を退職した後、申立事業所で勤務している。)に適用されている28年9月の標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届け出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年10月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 28 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険期間について、A事業所B支店の資格取得日が昭和42年11月1日となっていると回答をもらったが、私はA事業所C支店からB支店に同年10月28日に転勤しており、40年3月3日の入社以来、定年まで被保険者期間の空いている期間は無いはずであるので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管している人事台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和42年10月28日にA事業所C支店からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和42年11月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 から 55 年 1 月 まで

私が就職したA事業所は、会社を興してしばらくは社長と私の2人のみで社会保険に加入していなかったため、会社が社会保険の適用事業所となるまでは国民健康保険と国民年金に加入していた。国民健康保険料が高かったことや、国民年金保険料は会社の取引があった銀行で会社の社長の分も併せて納付していたことを覚えている。記録照会をしたところ1か月だけが記録訂正されたが、この1か月に続けて申立期間の保険料を納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたA事業所が社会保険の適用事業所となるまでは、国民健康保険と国民年金に加入し金融機関において納付書で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間のうち、申立人が当該事業所に勤務したのは昭和51年4月以降である。申立人が一緒に納付していたと主張している社長から、申立人の主張と同主旨の供述が得られたが、申立期間における社長の国民年金加入記録も見当たらないことから、申立期間のうち51年4月から55年1月までの期間の国民年金保険料の納付はなされていなかったものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月10日に払い出されており、申立期間のうち50年7月から51年3月まで国民年金保険料を納付することが可能であるが、申立人からは、当該期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から62年2月まで

申立期間については、それまで勤めていた会社を退職した後の昭和60年9月ごろに、A市町村役場の窓口で、国民年金保険料の免除の手続を行った。

その後、納付した時期や金額はよく覚えていないが、元妻の分と一緒にA市町村役場で保険料を何回かに分けて払った。未納期間や免除期間が残らないように保険料はすべて納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、元妻の分と一緒に、何回かに分けて納付したと主張しているが、元妻についても申立期間は未納期間又は免除期間となっている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付状況について、申立人の記憶はあいまいであり、ほかに有力な証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から41年3月まで

昭和36年ごろ、父が集金人から国民年金の加入を勧められたので、両親及び姉と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料は両親が姉の分と一緒に納付してくれているはずであるが、姉は納付済みであるのに、私だけ未納となっているのは納付できないので、納付済期間となるよう、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、父が集金人から国民年金の加入を勧められたため、両親及び姉と一緒に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は申立人の20歳到達前の同年1月27日に母と連番で払い出されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は40年11月30日に払い出されており、申立内容と符合しない上、その払出し時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している両親も他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

昭和47年ごろに元夫と一緒に国民年金に加入し、毎月、集金人に国民年金保険料を1,000円から1,200円くらい支払っていた。私が会社に勤めていた時も、厚生年金保険に加入していることは知らなかったため、集金人に保険料を支払っていた。集金人が納付書に領収印を押し、切り離された一方を渡されていた記憶がある。保険料を納付したことは間違いないので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月8日に国民年金の加入手続を行い、同年11月30日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時は国民年金未加入期間であったため、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人はさかのぼって国民年金保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人は昭和47年ごろに元夫と一緒に国民年金に加入し、元夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、元夫の国民年金手帳記号番号は申立人と同日に払い出されている上、申立期間について元夫は国民年金保険料が納付済みと記録されている期間は無く、申立人のみが保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 22 日から 39 年 8 月 1 日まで
申立期間において、A事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所からその期間について脱退手当金を受給しているとの回答があった。私は、脱退手当金の支払いを受けた覚えが無いので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年8月1日の前後2年以内に資格喪失した者35人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22人に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち連絡先が把握できた者二人から「事業所が手続してくれた。」との供述があることを踏まえると、申立人についても事業主による手続代行がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和39年10月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年11月16日から21年11月1日まで
② 昭和31年1月1日から38年6月16日まで
③ 昭和40年10月1日から43年1月29日まで

私は、平成4年6月中旬、社会保険事務所へ老齢年金の受給手続きに行ったところ、年金受給資格が無いと言われ、話し合いがつかず帰宅した。

その後、娘が年金について照会をしたところ、平成4年2月に脱退手当金受給済みとの回答があった。厚生年金保険の加入記録については相違無いが、脱退手当金の請求及び受給をした覚えが無いため、記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、金融機関より発行された申立人名義の口座の取引履歴明細書には、「平成4年2月24日45,500円、A社会保険事務所から入金」（注：脱退手当金の支給日として記録されている2月21日は金曜日であるため、実際の入金日は月曜日の2月24日となる。）と記載されており、申立人の脱退手当金支給に係る社会保険庁のオンライン記録と一致することから、申立期間に係る脱退手当金の請求及び支給があったものと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月10日から51年5月1日まで

昭和49年11月上旬、公共職業安定所の紹介でA事業所に採用され、入社当初は従業員の管理、寮生の管理等が主な仕事でした。入社後9か月程経過した50年8月ごろ従業員の給料計算、給料の袋詰作業及び銀行用務等を命じられ、日曜日は従業員確保のため社長等と入社希望者の自宅を訪問し、離職希望者には引き止め等を行っていた。49年末の忘年会はB市町村で、翌50年の忘年会はC市町村で私が責任者として行ったと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の役員、会計担当者及び同僚の供述から、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を給与から控除されていたとの有力な供述が得られない。

また、申立事業所は、昭和52年1月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、すでに事業所は解散しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、供述を得ることもできない。

さらに、社会保険事務所保管の申立事業所の被保険者名簿には、申立期間について欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年 2 月 1 日から13年 1 月26日まで

申立事業所における平成12年 9 月から同年12月までの賃金台帳を見ると、各月の総支給額が35万円、厚生年金保険料控除額が 3 万1, 230円と記載され、この期間の標準報酬月額は36万円となる。

しかし、社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が平成12年 2 月に36万円から20万円に引き下げられ、以降適用事業所に該当しなくなった13年 1 月26日まで20万円であったことが分かった。

賃金台帳の記録からすると、実際の標準報酬月額と相違していると思うので申立期間における標準報酬月額の記録訂正を希望する。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の標準報酬月額に係る記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

「賃金台帳」において、申立てのとおり、申立人に係る平成12年 9 月から同年12月までの各月の総支給額は35万円、厚生年金保険料控除額は 3 万1, 230円と記載されていることが確認でき、このことから、この期間における標準報酬月額は36万円となる。

しかしながら、申立人が代表取締役を務めていた申立事業所は、平成13年 1 月26日に適用事業所に該当しなくなり、その19日後の同年 2 月14日に申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、12年 2 月までさかのぼって36万円が20万円に訂正されたことが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、申立人の妻は、申立人が適用事業所に該当しなくなった日の後に社会保険事務所から申立事業所の滞納保険料について呼出しを受け、申立人に代わって当時の取締役である申立人の妻及び同様に取締役であった申立人の実弟

の二人が社会保険事務所に出向き、同事務所担当者から「何かを下げれば1か月の（滞納）保険料がなくなる。この用紙に印鑑を押せば社会保険料を支払わなくてもよくなる。」と言われ、用紙に押印した記憶があると供述している。

当時の標準報酬月額36万円と20万円に対応する1か月当たりの厚生年金保険料額の差額は2万7,760円となり、申立期間の月数を乗じると申立事業所が納付する1か月分の厚生年金保険料額に相当する。このことから、押印した用紙は標準報酬月額減額改定に関する書類であったと推認できる。

さらに、申立人が滞納保険料について呼出しを受けた経緯からすると、申立人の妻が滞納保険料の支払いをしないため用紙に押印した経緯も承知していると考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。